

令和4年8月25日

各府省の行政運営に関する調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和4年8月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査

自然災害から命を守るため、過去の災害から得られた教訓の伝承（災害伝承）を通じて、地域住民の「自らの命は自らが守る」意識の醸成を図ることが重要。このため、災害伝承に関する取組を推進する観点から、国及び地方公共団体における災害伝承に関する取組実態等を調査

○ 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進や事業の健全な発展を目指す観点から、事業者によるサービス提供の実態、地方公共団体等における住民への情報提供等の取組の実態及び住民からの相談への対応の実態を網羅的に調査

（連絡先）

<地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査>

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務等担当）

担当：田中

電話：03-5253-5440（直通）

<身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官（財務、文部科学等担当）

担当：森田

電話：03-5253-5433（直通）

<調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：中澤

電話：03-5253-5407（直通）

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査

○ 自然災害から命を守るため、過去の災害から得られた教訓の伝承（以下「災害伝承」という。）を通じて、公助に加え、地域住民に「自らの命は自らが守る」意識を醸成する。

- 平成24年に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、住民の責務として、災害伝承が明記されるとともに、国及び地方公共団体は、住民の災害伝承活動の支援に努めることとされた。また、防災基本計画（令和4年6月中央防災会議）において、国及び地方公共団体は、災害伝承の重要性の啓発や災害に関する各種資料の収集・保存・公開等による支援等に取り組むこととされている。
- しかし、災害伝承に関する取組は地域差や温度差があり、災害伝承が十分に浸透していないとの指摘があるなど、災害伝承に関する取組には課題がある。

主要調査項目

- 国及び地方公共団体における災害伝承に関する取組状況
 - ・ 防災基本計画等に基づく災害伝承に関する各機関の取組状況
 - 災害伝承のための情報の収集・保存・公開等の状況
 - ・ 自然災害伝承碑の地理院地図への掲載の取組状況
 - ・ 過去の災害事実等の収集・保存・公開の状況
 - 災害伝承活動の実施状況
 - ・ 既存の取組（※）を活用した災害伝承活動の実施状況
- ※ 防災マップ、防災教育等

○ アンケート調査予定（住民の過去の災害、災害伝承活動に対する認知度等）

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、文部科学省、
国土交通省（国土地理院等）等

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和4年8月～5年2月（予定）

○身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する行政評価・監視

○ 身元保証等高齢者サポート事業をめぐる全体像を明らかにし、消費者保護の推進にとどまらず、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資する課題を整理

- 我が国では、高齢化の進展に伴い、家族による支援を受けるのが困難な高齢者が増加
※ 令和2年の国勢調査：65歳以上の人口が3,602.7万人、65歳以上の単独世帯が671.7万世帯
- 主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象として、入院・介護施設等入所時の身元保証、身の回りのサポート、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」について需要が高まる見込み
- 平成28年にはサービスを提供していた（公財）日本ライフ協会が経営破綻し、多額の預託金が失われる等、多くの高齢者に被害が発生。その後も消費者トラブル等は継続して発生

主要調査事項

- 身元保証等高齢者サポート事業を行う事業者の取組の実態
 - ・ サービスや契約の内容、契約手続等
 - ・ 消費者トラブル等の発生状況
 - ・ 適正なサービス提供のための取組・工夫 等
- 地方公共団体等における住民等への情報提供の実施状況及び身元保証等高齢者サポート事業に係る住民からの相談やトラブルへの対応状況

主要調査対象

調査対象機関

内閣府（消費者委員会）、消費者庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

市区町村、関係団体、事業者等

調査実施期間

令和4年8月～5年7月（予定）